

機関番号：17301

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20520646

研究課題名 (和文)：フランス絶対王政の統治構造におけるポリス：オート＝ノルマンディー  
のマレシヨール

研究課題名 (英文)：The Police under the Absolute Monarchy：the Maréchaussée in Normandy

研究代表者：正本 忍 (MASAMOTO SHINOBU)

長崎大学・環境科学部・准教授

研究者番号：60238897

研究成果の概要 (和文)：

本研究では、国家権力がどのように臣民・国民を統治しようとし、それに対して臣民・国民がどのように対抗したかという問題を、国家の統治制度が飛躍的に整備されるフランス絶対王政期、とりわけ裁判・警察制度が整備される 17 世紀後半～18 世紀前半において検討するための緒論として、フランス王国の農村部及び幹線道路の治安維持を担った騎馬警察かつ国王特別裁判所マレシヨール (maréchaussée) の実像を、18 世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方において検証した。

研究成果の概要 (英文)：

I would like to study how a state ruled his subjects or the nation and how the latter defended against the former, especially under the French Absolute Monarchy, when governmental institutions were better established. The *maréchaussée* was a rural police force which served both as a royal army keeping order particularly in the countryside and on highways, and as a royal special court judging without appeal. I examined it in Upper Normandy from 1720 to 1750 as the first step to re-examine the ruling system of the French Absolute Monarchy.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：フランス、絶対王政、マレシヨール、ノルマンディー、ポリス、裁判

1. 研究開始当初の背景

17・18 世紀、フランス王国の治安維持を担

ったのは主として、都市部（特にパリ）の治

安維持を担った治安総代理官 (*lieutenant generale de police*) と都市外 (田園地帯、幹線道路) のポリスを担ったマレショールセである。このうちマレショールセはプレヴォ・デ・マレショールを長とする警察・軍隊 (騎馬警察隊) であると同時に、浮浪、乞食、幹線道路上での窃盗などプレヴォ専決事件を最終審として裁く裁判組織 (プレヴォ裁判所) でもあった。本研究に先立つ研究で、我々は、王権による専制の象徴バステュークを取り上げ、ルイ 14 世治世期の囚人約 2000 名を分析したが、そこではより政治的な、より特殊な、したがってより限定的な臣民統治のあり方を見てきた。バステューク研究に引き続く本研究では、王国の面積及び人口の圧倒的な部分を占める都市外のポリスを担い、王権と民衆の接点にいたと考えられるマレショールセを取り上げることによって、より民衆レベルでの臣民統治の実態を検討しようとしたのである。

我が国のフランス近世史の研究史を緋けば、裁判、特に治安・警察の実態研究はその重要性に比して未だ研究の蓄積が薄い領域である。研究史をマレショールセに限定すれば、志垣嘉夫 (1986 年)、浜田道夫 (1998 年)、佐々木真 (1996 年) の研究があるに過ぎない。また、フランス本国においても、パリの警察組織の研究が 19 世紀以来かなりの蓄積を持つのに比して、マレショールセ研究は全般的に手薄である。特に 18 世紀のオート＝ノルマンディー地方のマレショールセに関しては全く研究されていない。したがって、当該研究は、日本においてもフランスにおいても研究史の充実に貢献できると考えられたのである。

## 2. 研究の目的

我々の研究の最終的な目的は、国家権力がどのように臣民・国民を統治しようとし、それに対して臣民・国民がどのように対抗したかという問題を、国家の統治制度が飛躍的に

整備されるフランス絶対王政期、とりわけ裁判・警察制度が整備される 17 世期後半～18 世期前半において検証することである。

このような問題関心から本研究では、フランス王国の国土と人口の大部分を占める「都市外」のポリスを担い、フランス革命期の改組を経て現在に至る警察組織マレショールセ (*maréchaussée*) (現在の国家憲兵隊 (*Gendarmerie nationale*)) を取り上げ、18 世紀前半を中心にオート＝ノルマンディー地方のマレショールセの組織と活動の実態を明らかにしようとした。

## 3. 研究の方法

マレショールセは国王の特別裁判所であり、都市外のポリスを担った警察であり、また国王軍の一部隊でもあった。裁判所、警察、軍隊という組織上及び機能上の多面性・多様性こそ、我々がフランス絶対王政の統治構造を解明するためにマレショールセを研究対象とする所以である。本研究ではマレショールセ研究の可能性を、裁判・警察、地方統治、官僚制、軍隊の 4 つの側面を以下のように整理し、研究を進めた。

### 1) 裁判・警察機構とマレショールセ

①絶対王政期の裁判所は裁判と警察のいずれの機能も有していたが、マレショールセは組織的にも活動面でも裁判と警察の機能をほぼ完全に並立させた恐らく唯一の組織である。マレショールセのこのような機能のあり方は、17・18 世期に進行する警察の司法からの独立、あるいは治安・行政の司法からの独立の文脈の中で検討すべきである。

②国王の特別裁判所であるマレショールセと国王の通常裁判所 (特にバイイ裁判所、上座裁判所) との間には裁判権を巡る緊張関係が常にあった。両者の裁判管轄争いを検討することによって、「錯綜」と形容される

17・18 世期の裁判機構のメカニズムの解明に寄与できるであろう。

- ③農村および幹線道路のポリスを担った機動警察であるマレシオーセは、乞食、浮浪者など移動する者を取り締まる一方、定住者としては農村や小都市の民衆層を取締りの対象とした。王国の面積と人口の大部分を占める都市外のポリスを語らずして、王国のポリスは語れない。

## 2) 地方統治とマレシオーセ

- ①治安総代理官がパリなど主要都市の治安維持を担う組織であるのに対して、マレシオーセは王国全体に展開し、地方の治安維持を担う組織である。地方長官の監督下に置かれていたマレシオーセは、地方長官の強制力として重要な役割を担っていたと、したがって、王権による中央集権化政策・地方統治の一翼を担っていたと考えられるのである。
- ②マレシオーセは王権による民衆統治の最前線に位置する機関の一つである。マレシオーセと地域社会との関係について検討することによって、王権の民衆統治の具体的なあり方とともに、王権に対する民衆の対抗の具体例も検証できるであろう。

## 3) 官僚制とマレシオーセ

- ①マレシオーセの裁判役人は国王の中・下級裁判所の裁判役人を兼ねていた。マレシオーセ研究は、1990年代半ば以降進行している「中級」役人 (*officier «moyen»*) 研究の文脈にも位置づけられる。
- ②1720年の改革によってマレシオーセの成員のほとんどが親任官になった。国王役人のほとんどが官職保有者という時期にあって、マレシオーセの組織構成は極めて特殊である。したがって、マレシオーセの成員へのアプローチは、売官制に基づく官僚制という王権の統治構造の根幹のシステムを

再検討することへと繋がる。

- ③マレシオーセの隊員は国王・陸軍卿によって任免権を握られ、王権によって俸給を支給される「公務員」的な官吏である。マレシオーセはこのような「公務員」的な国王官吏を王国全体に展開させた恐らく最初の組織であり、その最初の「公務員」的官吏がどのような者たちであったかを見ることは絶対王政期の国王行政のみならず、近代国家生成のプロセスを見る上でも興味深い。

## 4) 軍隊とマレシオーセ

- ①マレシオーセのような日常的に治安維持を担う軍隊組織に関する研究はほとんど為されていない。マレシオーセ研究はこの側面から軍制史にも貢献することができる。
- ②マレシオーセは国王軍の一部隊でもあり、その将校及び隊員のほとんどは国王軍の出身者であった。17・18世紀の軍隊と社会の関係を検討する上でも、その成員に対するアプローチは重要である。

以上のような研究の可能性を念頭に置きつつ、当該研究では、マレシオーセ関係の諸王令や陸軍歴史課文書館所蔵の「マレシオーセの職務に関する訓令」、セヌ＝マリティーム県文書館及び国立古文書館所蔵のプレヴォ裁判文書を主史料として、オート＝ノルマンディー地方のマレシオーセの組織と活動の実態を明らかにしようとした。

## 4. 研究成果

本研究の主要な成果は以下の3点である。

第1の成果は、18世紀前半におけるオート＝ノルマンディー地方の新マレシオーセの将校及びプレヴォ裁判役人に関して、就任条件、就任手続、職務内容、職務の実態を明らかにしたことである。以上の研究成果は近く学会誌に投稿予定である。

第2の成果は、当該時期当該地方のマレシヨーセの隊員の実像を、採用条件、採用手続、採用の実態、在職期間、退職、異動などの面から明らかにしたことである。

これらの成果は、正本忍「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員 一年齢、身長、軍隊経験」、同「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員の採用（1720～1750年）」、同「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間 —18世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方の事例—」という3本の論文の形で公表された（以上、詳細は「5 主な発表論文等」参照）。隊員の退職及び異動に関する研究成果は、近く論文あるいは研究ノートとして投稿の予定である。

第3の成果は、マレシヨーセと地域住民との関係に関するアプローチを開始したことである。これまで我々の視点は主として統治者の側からであったが、地域住民にとってマレシヨーセとは何であったか、という統治される側からの視点もまた、マレシヨーセ研究には不可欠である。その成果の一部は、阪口修平編『歴史と軍隊 —軍事史の新しい地平を目指して—』（創元社、2010年刊）所収の論文「地域住民とマレシヨーセ隊員 —王権の手先？ あるいは民衆の保護者？—」として公表された。

以上の研究成果はいずれもフランス本国の古文書館所蔵の史料（ほとんどは手稿史料）の分析に基づくもので、日仏両国において初めて明らかにされた（される）ものである。

今後の展望としては、研究の重点をマレシヨーセの組織編制の実態解明から活動の実態解明へと移すと同時に、フランスを初めとする海外の学界へのインパクトを強めるために、フランス語あるいは英語での研究成果

の公表が必要とされるであろう。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 正本忍「史料紹介 王国のマレシヨーセの職務、統制、規律に関する規則となる王令（1716年7月1日）」（『文化環境研究』No. 5、2011年）、12～21頁。査読なし。
- ② 正本忍「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間 —18世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方の事例—」（『七隈史学』第12号、2010年）、242～226頁。査読有り。
- ③ 正本忍「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員の採用（1720～1750年）」（『総合環境研究』第12巻第1号、2010年）、41～54頁。査読有り。
- ④ 正本忍「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員 一年齢、身長、軍隊経験」（『西洋史学論集』第47号、2009年）、1～19頁。査読有り。
- ⑤ 正本忍「史料紹介 1720年のマレシヨーセ改革に関連する2つの国王宣言：『マレシヨーセの新しい中隊に関する規則を記した』国王宣言（1720年3月28日）、『新マレシヨーセに関する』国王宣言（1720年4月9日）」（『総合環境研究』第11巻第2号、2009年、59～80頁）。査読なし。
- ⑥ 正本忍「2008年の回顧と展望 近代—フランス」（『史学雑誌』第118編第5号、2009年、338～344頁）。査読なし。

〔学会発表〕（計3件）

- ① 正本忍、「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセの《officiers》（1720～1750年）」、関西フランス史研究会、2010年7月10日、於京大会館。
- ② 正本忍、「マレシヨーセ研究の射程 —警察、裁判、地方統治、官僚制—」ワークショップ西洋史・大阪、2010年6月26日、於大阪大学。
- ③ 正本忍、「18世紀フランスの騎馬警察隊員 —その採用と監督—」日本法制史学会近畿部会、2009年6月21日、於京都大学。

〔図書〕（計1件）

阪口修平編『歴史と軍隊 —軍事史の新しい

地平を目指して一』創元社、2010年（共著、執筆担当（正本忍）：第2章「地域住民とマレシオーセ隊員 — 王権の手先？あるいは民衆の保護者？ —」、54～84頁）。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

正本 忍 (MASAMOTO SHINOBU)

長崎大学・環境科学部・准教授

研究者番号：60238897

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：